

# 保有個人情報開示請求書

年 月 日

株式会社 ベイエフエム 総務局長殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

## 1 開示を請求する保有個人情報(具体的に記載してください。)

--

## 2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 写しの送付を希望する。

イ その他( )

※上記の方法が使えない場合に限りです。

## 3 手数料

手数料 (1件500円)	円 ※金額分の切手を同封ください。	(請求受付印)
-----------------	----------------------	---------

## 4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類(請求者本人の氏名及び現住所の記載のあるもの)

運転免許証 健康保険被保険者証

住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他( )

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し(開示請求日以前30日以内に市区町村から交付されたもの)を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年被後見人

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本(未成年者の場合) 登記事項証明書(成年被後見人の場合)

その他( )

(説明)

## 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法について、記載してください。なお、実施は希望する方法に対応できない場合があります。

## 4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている文書1件について、手数料として、500円分の金額分の切手を同封の上郵送ください。開示請求する段階では何件分の手数料を納付するべきか不明である場合は、はじめに1件分の金額である500円分の金額分の切手を同封の上郵送ください。

なお、開示する保有個人情報が記録されている文書の件数の確定後、不足する開示請求手数料の追納依頼をさせていただくことがあります。

## 5 本人確認書類等

### (1)送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。住民票の写しは、市区町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで引き続き使用可能です。

### (2) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

以上